

平成 26 年 4 月 10 日

福祉型障害児入所施設（旧肢体不自由児療護施設）の現状と今後

日本肢体不自由児療護施設連絡協議会

兵庫県おおぞらのいえ 謝 世業

大阪府四天王寺太子学園 成澤佐知子

1. 障害児支援を進めるに当たっての基本的な視点

(1) 障害児支援の基本理念

・ 肢体不自由・知的・精神（発達を含む）・難病等、どのような障害があっても同じひとりの子どもとして成長し、地域社会の中で育んでいくことが大切である。子どもの気持ちを尊重し、夢と希望を持って生活できるように、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮を進めていく必要がある。

・ 障害児支援を行う人材の専門性は、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士等の専門職が医療現場だけではなく、生活の中で活躍できる仕組みが必要である。生活の場面で働いている専門職のネットワーク形成、専門職を雇用しやすい報酬体系等、医療と生活の枠組みをしっかりと整理する必要がある。

(2) 子育て支援施策全体の中での障害児支援の位置づけ

・ ライフステージにおける一貫した支援の実現としては、障害児の情報を一元管理してライフステージに沿って情報を積み重ねていき、就学前から学齢期、学齢期から成人期（細かく見れば出生期から通園、小中高等も進級に伴う情報のやり取りが必要）において、スムーズに情報のやり取りが行えるようにすることが必要。事例として、神奈川県平塚市の「はぐくみサポートファイル」の実践例あり。支援シート、個別支援計画、サービス利用計画等をファイルに整理し、福祉・医療等の情報を書き込み一元管理している。

・ 児童養護施設と福祉型障害児入所施設との関係性においては、児童養護施設での対応困難児童が福祉型障害児入所施設に措置変更されることはある。また、兄弟姉妹では、一方が障害児である場合、それぞれの種別の施設に分かれて生活しなければならない状況がある。兄弟姉妹の家族のきずなが薄れないように、施設間の交流を図っているところではあるが、一緒に生活できる施設の在り方も検討すべきである。

(3) 教育施策との関係での障害児支援の位置づけ

・ 障害者権利条約の批准により、インクルーシブな教育制度の在り方が検討されることになる。現在の特別支援学校の配置は、市区町村にまたがることもあり通学が大変厳しい状況にある。小中学校区において障害児教育を行う方策を検討すべきである。また、高等部においては、特別支援学校のニーズが高いため、県立高校での障害児教育の在り方も合わせて検討すべきである。

2. 障害児入所支援の在り方

(1) 現在の事業体系の検証

①設置運営主体

現在、全国 6 か所で活動しています。

名称	設置経営主体	所在地	定員	短期入所
白糠学園	民設民営	北海道	30 名	空床型
精陽学園	民設民営	神奈川県	50 名	2 名
ねむの木学園	民設民営	静岡県	60 名	
四天王寺太子学園	民設民営	大阪府	50 名	空床型
おおぞらのいえ	公立民営	兵庫県	20 名	4 名
華の浦学園	民設民営	山口県	50 名	空床型
合計			260 名	

②事業指定

加齢児のいる施設は、経過的に成人の指定を受けています。

名称	主たる事業の指定状況
白糠学園	福祉型障害児入所施設 単独
精陽学園	福祉型障害児入所施設 経過的施設入所支援（生活介護）併設
ねむの木学園	福祉型障害児入所施設 経過的施設入所支援（生活介護）併設
四天王寺太子学園	福祉型障害児入所施設 経過的施設入所支援（生活介護）併設
おおぞらのいえ	福祉型障害児入所施設 単独
華の浦学園	福祉型障害児入所施設 経過的施設入所支援（生活介護）併設

③併設事業

地域の実情に合わせた事業展開を行っています。

名称	他の併設事業
白糠学園	短期入所、日中一時支援事業、児童発達支援事業
精陽学園	短期入所、日中一時支援事業
ねむの木学園	
四天王寺太子学園	短期入所、日中一時支援事業
おおぞらのいえ	短期入所、児童発達支援事業、日中一時支援事業
華の浦学園	短期入所、日中一時支援事業、児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業

④利用人数（H26.4.1.現在）

この数年、利用児童数は大きく変化していません。

名称	児童数	措置	措置延長	契約	契約 18 歳以上	他
白糖学園	29 名	14 名	0 名	15 名	0 名	0 名
精陽学園	50 名	29 名	3 名	12 名	5 名	1 名
ねむの木学園	47 名	6 名	0 名	1 名	40 名	0 名
四天王寺太子学園	47 名	30 名	4 名	4 名	8 名	1 名
おおぞらのいえ	18 名	8 名	0 名	10 名	0 名	0 名
華の浦学園	44 名	7 名	2 名	5 名	30 名	0 名
合計	235 名	94 名	9 名	47 名	83 名	2 名

※他は、長期の緊急一時保護入所、18 歳以上の市町村措置

⑤利用年齢

幼児の受入が多くあります。知的障害児施設での幼児の受入が困難である傾向があります。また、加齢児が増加する傾向にあります。

名称	幼児	学齢児	過齢児
白糖学園	0 名	29 名	0 名
精陽学園	6 名	33 名	11 名
ねむの木学園	1 名	6 名	40 名
四天王寺太子学園	3 名	31 名	13 名
おおぞらのいえ	1 名	17 名	0 名
華の浦学園	3 名	9 名	32 名
合計	14 名	125 名	96 名

⑥通学の状況

地域の実情に合わせた通学方法になっています。

通学先が多い場合、送迎・学校行事等の人手がより多くかかる現状があります。

名称	併設特別支援学校	特別支援学校	地域の小中学校	一般の高等学校	幼稚園
白糖学園	27 名	2 名	0 名	0 名	0 名
精陽学園	無し	25 名	6 名	2 名	2 名
ねむの木学園	36 名	0 名	0 名	0 名	0 名
四天王寺太子学園	無し	27 名	4 名	0 名	0 名
おおぞらのいえ	14 名	1 名	1 名	0 名	0 名
華の浦学園	無し	9 名	0 名	0 名	0 名
合計	77 名	64 名	11 名	2 名	2 名

⑦被虐待児の状況

児童相談所が認定している被虐待児と極端に面会の少ないネグレクト状態の割合が高くなっています。家族への対応にも時間と人手がかかっています。また、これら児童は心理的なケアを必要としています。

⑧社会的養護の状況

名称	被虐待児と認定(児相)	被虐待児の要素あり(面会が極端に少ない等)	虐待の要素無し
白糠学園	13 名	1 名	15 名
精陽学園	13 名	19 名	18 名
ねむの木学園	24 名	0 名	23 名
四天王寺太子学園	17 名	28 名	2 名
おおぞらのいえ	3 名	3 名	12 名
華の浦学園	6 名	15 名	23 名
合計	76 名	66 名	93 名

旧肢体不自由児療護施設は、常時医療を必要としない肢体不自由児の児童養護施設です。虐待やネグレクト状態の家族が多いとともに、他の児童でも家庭での生活が困難な状況があり、社会的養護の割合が高い状況になっています。

名称	社会的養護が必要	有期限等の利用であり、家庭復帰可能	その他
白糠学園	29 名	0 名	0 名
精陽学園	49 名	1 名	0 名
ねむの木学園	47 名	0 名	0 名
四天王寺太子学園	47 名	0 名	0 名
おおぞらのいえ	18 名	0 名	0 名
華の浦学園	41 名	3 名	0 名
合計	231 名	4 名	0 名

⑨障害の状況

重複障害の割合が多い状況です。3 障害一元化になっても、旧知的障害児入所施設は設備的に肢体不自由児の受入は困難な状況であります。旧肢体不自由児療護施設では、3 障害の受入ができる環境にあり、落ち着いた環境を選ぶ知的障害児の希望があります。

名称	肢 体 単 独	知 的 単 独	精 神 単 独	2 障害重 複	3 障害重 複	重心認定 (再掲)
白糖学園	0 名	5 名	1 名	10 名	13 名	0 名
精陽学園	2 名	5 名	0 名	12 名	31 名	5 名
ねむの木学園	0 名	3 名	0 名	14 名	30 名	0 名
四天王寺太子学園	8 名	18 名	0 名	5 名	16 名	14 名
おおぞらのいえ	0 名	0 名	0 名	15 名	3 名	0 名
華の浦学園	3 名	10 名	2 名	18 名	11 名	12 名
合計	13 名	41 名	3 名	74 名	104 名	31 名

⑩日常生活動作の状況

全介助及び一部介助の割合が高く、日常の直接的な介助量が多くなっています。手厚い職員配置がないと、一人ひとりへの充実した関わりができません。

名称	全介助	一部介助	自立
白糖学園	14 名	10 名	5 名
精陽学園	17 名	26 名	7 名
ねむの木学園	7 名	26 名	14 名
四天王寺太子学園	15 名	30 名	2 名
おおぞらのいえ	7 名	11 名	0 名
華の浦学園	25 名	16 名	3 名
合計	85 名	119 名	31 名

⑪医療ケアの状況

医療ケアでは、看護師の雇用が困難な状況です。介護職員等による痰の吸引の研修は時間と人手がかかり厳しい状況の中行っています。また、医療機関への通院も多く、日常の業務の影響が強くなっています。

名称	経管・鼻 腔・胃瘻	痰の吸引	導尿・スト マ	その他	合計
白糖学園	1名	0名	0名	0名	1名
精陽学園	2名	6名	1名	2名	11名
ねむの木学園	0名	0名	0名	0名	0名
四天王寺太子学園	0名	0名	3名	0名	3名
おおぞらのいえ	0名	0名	2名	3名	5名
華の浦学園	0名	0名	0名	0名	0名
合計	3名	6名	6名	5名	20名

※その他は、重積発作時の酸素吸入、救急搬送等

⑫職員配置状況

a 直接処遇職（常勤換算人数）

直接処遇を希望する人材が減少しており、採用はたいへん厳しい状況にあります。
日常の介助量が高く、十分な職員配置はできておりません。

名称	常勤 保育士	常勤 児童指	非常勤 保育士	非常勤 児童指	非常勤 介助員	合計
白糠学園	3	7	1	2	7	20
精陽学園	15	9	0.5	2.6	0.4	27.5
ねむの木学園	2	22				24
四天王寺太子学園	7	15		14	2.8	38.8
おおぞらのいえ		6		5		11
華の浦学園	5	4	6.6	5.4		21
合計	32	63	8.1	29	10.2	142.3

b 医療職

医療専門職の採用はとても困難な状況です。

名称	常勤 看護師	常勤 PT/OT	常勤 心理士	非常勤 看護師	非常勤 PT/OT	非常勤 心理士	合計
白糠学園	2	1	1				4
精陽学園	2	1		1.2			4.2
ねむの木学園	(3)						3
四天王寺太子学園	2				0.2	0.4	2.6
おおぞらのいえ	2						2
華の浦学園	2			0.4		1	3.4
合計	13	2	1	1.6	0.2	1.4	19.2

c 事務員他

措置、契約、成人契約等、複雑な入所形態があり、請求事務等が大変煩雑になっています。

名称	常勤 施設長	常勤 児発管	常勤 事務員	非常勤 事務員	合計
白糠学園	1	1	3		5
精陽学園	1	1	1	0.7	3.7
ねむの木学園	(1)	1	3		5
四天王寺太子学園	1	2	2		5
おおぞらのいえ	(1)	(1)			2
華の浦学園	1	1	2	0.6	4.6
合計	6	7	11	1.3	25.3

※上記以外の配置により、施設事務の一部を法人本部で行っているところもあります。

(2) 新たな政策課題の検討

福祉型障害児入所施設（旧肢体不自由児療護施設）は、障害児の入所施設機能の必要性から主な障害は肢体不自由児としながらも、重度重複障害、知的障害等多様な障害に対応できるようにしていかなければなりません。また、地域の実情に合わせて障害児施設として維持、障害児施設と障害者施設の併設を選択し、本来必要とされる障害児施設としての機能をしっかりと担保していく必要があります。

肢体不自由児の養育には、医療との連携が重要です。主治医との相談、指導を受けながら生活の場面での細かな配慮、看護師による健康管理、身体機能の向上・維持を図るためのリハビリテーション、心のケア等、専門職の配置を行っていくことにより健やかな成長を促していかななくてはなりません。

障害児施設は経過施設となるので、家族関係の再構築、地域移行、就労等、関係機関との連携を強化していく必要があります。同時に地域の障害児支援の核となつて、短期入所、日中一時支援事業、児童発達支援事業、放課後デイサービス事業等、必要とされるサービスの展開を行っていきます。

主な障害を肢体不自由児として、重度重複障害を受け入れることができる施設は他にはありません。障害児一人ひとりの生活を保障するため、継続的な施設運営を行えるよう以下のとおり要望いたします。

①人員配置基準の見直しをお願いします。

入所している障害児は、重症心身障害児の受け入れを含めて重度重複化が進んでおります。同時に社会的養護の児童の割合も多く、身体介助、心理的なケアの必要性が高い状況です。重度重複化に合わせて、医療機関への通院、個々の状況に合わせた通学等、現在の報酬基準では、十分な職員配置ができない状況が続いています。

旧肢体不自由児療護施設の人員配置基準「3.5 : 1」から、「2 : 1」への変更が必要であると考えています。

②報酬、加算体系の見直しをお願いします。

幼児の利用が多くあり、乳児院からの措置変更の受け皿にもなっています。養護施設、旧知的障害児施設に支給されている「幼児加算」を認めていただきたいと考えています。

市町村の教育委員会において健常児との交流が日常的に必要であると判断された場合、施設持ち出しの経費で幼稚園に通園している現状があります。諸経費については、学校教育費から支出できるようにお願いします。

加齢児については、経過施設入所支援の指定を受けて契約している利用者がいます。加齢児の実態としては、軽度の障害者の地域移行は就労支援、グループホーム等の受け皿は増えています。しかし、重度重複障害者の地域の受け皿は大変厳しい状況であり、大半の加齢児は最重度の障害であります。経過施設入所支援（生活介護）の報酬基準

は、障害者支援施設における区分6の報酬基準とは大きな差になっています。障害支援区分に合わせた報酬基準にしてみたいと考えています。

肢体不自由児の療育に対しては、専門的なリハビリテーション体制が必要です。身体機能の改善に対して理学療法士または作業療法士、言語聴覚士が必要です。健康管理では医療ケアの必要性もあり複数名の看護師が必要です。被虐待児や家庭喪失の心理的ダメージを負っている障害児には臨床心理士が必要です。これらの専門性を生かした療育を行えるように専門職を常勤雇用できる報酬の在り方が必要であると考えています。

被虐待児加算の支給は1年限りであり、措置変更等の場合はすでに支給対象になっている場合が多いので支給されません。虐待を受けた障害児の問題行動やその対応時間の調査等を実施して取り組んでいますが、職員の対応期間は1年の短期間では解決していません。保護者の対応も大変難しい状況です。被虐待児加算の延長が必要であると考えています。

障害者自立支援法施行後、措置制度と契約制度の併用になっています。これにより事務量が増大しており、事務員配置の基準が1名では対応できません。事務員配置の見直しが必要であると考えています。

③18歳以上の障害児施設入所者の特例措置の見直しをお願いします。

児童福祉法の改正により18歳以上の障害児施設入所者は、平成29年度末までに障害児施設として維持、障害者施設への転換、障害児施設と障害者施設の併設を選択しなければなりません。

現状としては、身体障害者、重度重複障害者が地域で生活できるグループホーム等の居住の整備は大変遅れています。また障害者支援施設では定員の空きがなく、すぐに入所できる状況ではありません。地域で重度の障害者が生活できるよう社会整備を緊急の課題として取り組んでください。同時に障害者支援施設の適切な配備をお願いいたします。

18歳を過ぎて地域移行または障害者支援施設へ入所するには、一定の期間を要します。そのための必要に応じた期間は措置延長（契約者は契約の延長）が必要になります。障害児施設を維持する場合にも一定の猶予期間を設けていただけるようお願いします。

障害児施設と障害者施設の併設を選択する場合、障害児と障害者との対応を分けるための適切な施設整備、職員配置が必要になります。同時に障害の一元化に対応するために施設整備が必要になります。これには国の制度に対応するために必要な措置であるので法人負担を抑えた国10割負担の補助制度が必要であると考えています。

3. 重症心身障害児の支援の在り方

重症心身障害児への支援は、専門的な医療ケアができる体制が必要であり、手厚い人的支援が必要です。一人ひとりの障害の特性をよく理解すること、家族が抱えている問題に対して指導助言ができることが必要です。地域において相談支援の拠点となるべき場所を設け、サービス提供につなげていくことが重要だと考えます。

4. 就労支援を念頭に置いた学校と企業間の橋渡しをどのようにしていくか。

就労支援においては、特別支援学校、ハローワーク、生活・就労支援センター、福祉事務所、就労系の事業所等が連携して、障害者雇用を受け入れる企業開拓を行っております。体験実習、トライアル雇用、ジョブコーチ等の活用も行っております。

身体障害者の就労における一番の課題は、職場内バリアフリー化への対応であると考えます。身体障害者を受け入れるための整備・改修工事を行った際の税制面での優遇措置を行う等、障害者権利条約の合理的配慮を進める施策が必要であると考えます。